

医療法人等に係る所得金額の計算書 記載の手引等

埼玉県・県税事務所（令和6年3月31日以後終了する事業年度から適用）

目次	1 医療法人等の法人事業税課税所得金額の計算の概要……………	p 1
	2 医療法人等に係る所得金額の計算書等記載の手引……………	p 3
	3 生活保護法及び介護保険法の規定に基づく介護サービス等 に係る収入金額……………	p 9

第1 医療法人等の法人事業税課税所得金額の計算の概要

医療法人等の法人事業税課税所得金額の算定方法の概要は、下記のとおりです。

- 1 社会保険診療に係る収入金額及び経費の額とその他の収入金額及び経費の額とを明確に分け、帳簿書類等も別々に作成している場合

次の方式により法人事業税課税所得金額を算定します。

$$\text{総所得等} - (\text{社会保険分の収入金額} - \text{社会保険分の経費の金額})$$

- 2 社会保険分の収入金額に係る経費の額とその他の収入金額に係る経費の額とを区分することが困難な場合

次の方式により、法人事業税課税所得金額を算定します。

$$\text{総所得等} - \left(\text{課税基礎所得等} \times \frac{\text{社会保険分の収入金額}}{\text{計算の基礎とする収入金額}} \right)$$

(1) 用語の意味

ア 総所得等

地方税法施行規則第6号様式別表5の「再仮計」に記載すべき金額をいいます。

イ 課税基礎所得等

次の方式により算定します。

総所得等－土地等の譲渡所得等－その他の事業の所得等

ウ 計算の基礎とする収入金額

次の方式により算定します。

社会保険診療に係る収入金額＋自由診療に係る収入（その他の収入）金額

なお、自由診療に係る収入（その他の収入）のうち、次に掲げる金額はいずれの場合であっても計算の基礎とする収入金額に含めません。

- (ア) 各種引当金の戻入額及び準備金の益金不算入
- (イ) 土地等の譲渡に係る益金算入額等又は受贈益若しくは寄附金収入
- (ウ) 従業員の社宅等の使用料収入及び食事代収入
- (エ) 収入金額に計上した国税及び地方税に係る還付金又は充当金若しくは過誤納金の額（還付加算金の額を含みません。）
- (オ) 経費の戻入と認められる金額
- (カ) 棚入棚卸資産に係る仕入れの割り戻しとして収入に計上した金額
- (キ) 債務免除益
- (ク) 一時的に立替払いした金額の返金（入院患者若しくは役員から受け入れた水道光熱費負担金、忘年会・旅行等の協賛金及び親睦会費を除く）
- (ケ) 減価償却資産の売却収入で取得価額を超えない部分の額
- (コ) 国又は地方公共団体、法人税法第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）又は法人税法第2条第6号に規定する公益法人等から支払われる補助金・助成金（公益法人等の場合は、公益事業として支払われる補助金・助成金の額に限る。）のうち、対象となる経費を超えない部分の額
- (サ) 生命保険・損害保険金収入のうち支払相当額を超えない部分の額
- (シ) その他収入判定表で計算の基礎としないものと定めているもの

エ 社会保険診療に係る収入金額とは、地方税法第72条の23第3項に列挙されている社会保険関係法律等に基づく医療について支払いを受けるべき金額をいいます。

オ 自由診療に係る収入（その他の収入）金額とは、医療保健業に係る収入金額のうち社会保険診療に係る収入金額以外の診療等に係る収入金額をいい、医療保険業に付随して生じる収入を含みます（ウ(ア)～(シ)を除く。）。

(2) 租税特別措置法第67条の適用を受ける医療法人等の特例

租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受けた医療法人等は、社会保険分の収入金額から当該規定に基づいて算定した社会保険分の経費を控除し、当該控除後の金額を総所得から控除して法人事業税課税所得金額を算定します。

第2 医療法人等に係る所得金額の計算書（別紙第2号様式及び付表1の1、1の2）記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人（公益法人及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含みます。）又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除きます。）（以下「医療法人等」といいます。）が、法人事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する際に添付してください。

ただし、次の(1)～(3)に該当する場合は、添付する必要ありません。

- (1) 他の都道府県に主たる事務所等を置く医療法人等
- (2) 法人税の申告において租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の規定の適用を受ける医療法人等
 この場合には、法人事業税の「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表5）の備考欄にその旨を記載するとともに、法人税法施行規則別表10(7)の写しを添付してください。
- (3) 別紙第1号様式を提出する医療法人等（社会保険診療に係る収入・経費と自由診療（その他の収入）に係る収入・経費とを明確に区分経理している場合）

2 この計算書の留意事項

付表1の1、1の2及び付表2の記載にあたっては、原則として損益計算書に計上した売上金額又は収入金額を、振り分けて記載します。

なお、これらの金額のうち、以下の(1)(2)の金額がある場合には、「税務調整による額」欄に記載するとともに、「損益計算書の金額」から(1)については減算し、(2)については加算のうえ「調整後の金額」を算出してください。

- (1) 損益計算書に計上した売上金額又は収入金額について法人税別表4で減算している場合
- (2) 修正申告などにより、法人税別表4で収入項目が加算されている場合

3 別紙第2号様式各欄の記載の仕方

欄 等	記 載 の 仕 方
「総所得等」 ①の欄	法人事業税の「所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）」の「再仮計」の欄の金額を記載してください。当該金額が欠損である場合は、△印を付して記載してください。
「土地等の譲渡所得等」 ②の欄	<p>当該事業年度の総所得金額算定上、益金又は損金の額として計算した土地等の譲渡益等がある場合に、次により「土地等の譲渡所得等」の金額を算定してください。併せて参考様式1若しくは当該所得等の内訳書（任意様式）を添付してください。</p> <p>(1) 土地等の譲渡所得の計算方法 $\text{譲渡対価の額} - (\text{取得価額} + \text{譲渡費用等}) - \text{圧縮損等} + \text{圧縮等の益金算入額}$</p> <p>(2) 譲渡対価の額とは、譲渡資産（土地（建物又は構築物の所有を目的</p>

	<p>とする地上権及び賃借権を含む)) の譲渡収入又は売却収入をいいます。</p> <p>(3) 取得価額とは、譲渡資産等の譲渡又は売却時における帳簿価格をいいます。</p> <p>(4) 譲渡費用等とは次のものをいい、譲渡資産の維持又は管理に要した修繕費、保有期間中の負債の利子等の費用は含みません。</p> <p>ア 譲渡のために支払った仲介等に係る手数料、登記又は登録に関する費用その他当該譲渡のために直接要した費用</p> <p>イ 土地等を譲渡するために資産を取り壊し、除却等したことにより生じた費用</p> <p>ウ 土地等を譲渡するために当該土地の上に存する建物に係る借家人に支払った立退料</p> <p>エ その他アからウまでに類する費用</p> <p>(5) 圧縮損とは、法人税法又は租税特別措置法の規定に基づき損金に算入した部分の金額をいいます。</p> <p>(6) 圧縮等の益金算入額とは、(5)の損金に算入した金額につき、これを取崩し又は損金不算入と確定したことにより益金に算入した部分の金額をいいます。</p> <p>(7) 受贈益(土地等以外も含む)、寄附金がある場合、軽微なもの(医療保健業の売上金額の1割程度以下又は500万円のいずれか少ない金額)を除き、土地譲渡所得と同様に取扱います。</p>
<p>「その他の事業の所得等」 ③の欄</p>	<p>医療保健業とその他の事業を併せて行っている場合に記載してください。併せて参考様式2若しくは当該所得等の内訳書(任意様式)を添付してください。</p> <p>その他の事業とは、例えば、物品販売業・不動産貸付業等及び社会医療法人が行う医療法第42条の2に規定される収益業務が該当します。</p> <p>その他の事業の所得等の計算にあたっては、区分計算が原則ですが、医療保健業とその他の事業とに区分できない場合は、総所得金額をそれぞれの事業に係る売上金額等の割合により区分してその他の事業の所得等を算定します。</p> <p>ただし、その他の事業が軽微なものであり、医療保健業の付帯事業として行っている場合は、その他の事業の収入金額を自由診療に係る収入(その他の収入)金額に含めて計算します。</p> <p>「軽微なもの」とは、医療保健業以外のそれぞれの事業の売上金額が医療保健業の売上金額の1割程度以下で、かつ、当該事業の経営規模が同種の事業を行う他の法人の経営規模を上回っていないと認められる程度のものとしします。</p>
<p>⑤の欄</p>	<p>付表1の1のアの欄の金額を転記してください。</p>
<p>⑥の欄</p>	<p>付表1の2のウの欄の金額を転記してください。</p>
<p>⑦の欄</p>	<p>⑤の欄の金額を⑥の欄の金額で除して得た額に④の欄の金額を乗じて得た額を記載してください。</p> <p>この欄に記載すべき額に1円未満の端数がある場合は、これを切り上げてください(なお、④が欠損の場合は1円未満の端数を切り捨ててください)。</p>

4 付表1の1各欄の記載の仕方

欄 等	記 載 の 仕 方
社会保険診療に係る収入金額の欄	<p>法第72条の23第3項に列挙されている社会保険関係法律の規定に基づく医療の給付について、支払を受ける次の金額を記載してください。</p> <p>(1) 国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から支払を受ける金額に査定損益がある場合には、通知のあった日の属する事業年度の収入金額に加算してください。</p> <p>(2) 被保険者から支払を受ける一部負担（自己負担）金</p> <p>(3) 公費負担医療制度により国や地方公共団体が負担する公費で、医療法人等が支払いを受けるべき金額</p>

5 付表1の2各欄の記載の仕方

「計算の基礎としない収入金額及びその他の事業の収入金額の明細」（付表2）に掲げる金額は、自由診療に係る収入（その他の収入）金額には含まれません。これらの金額は、「計算の基礎としない収入金額及びその他の事業の収入金額の明細」（付表2）に記載してください。

欄 等	記 載 の 仕 方
⑪の欄	労働者災害補償保険法の規定に基づく医療等の給付により支払を受ける金額を記載してください。
⑫の欄	国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、その他公務災害に関する法律の規定に基づく医療等の給付により支払を受ける金額を記載してください。
⑬の欄	生活保護法の規定に関する医療等の給付について支払を受ける社会保険分の医療収入以外の収入を記載してください。（内容についてはこの手引の8頁を参照してください。）
⑭の欄	介護保険法の規定に関する医療等の給付について支払を受ける社会保険分の医療収入以外の収入を記載してください。（内容についてはこの手引の8頁を参照してください。）
⑮の欄	<p>個人の疾病又はその予防に関する医療等の給付について支払を受ける社会保険分の医療収入以外の収入を記載してください。例として、次のものがあります。</p> <p>(1) 母体保護法等により医療費等として支払を受ける金額</p> <p>(2) 自動車損害賠償責任保険により医療費等として支払を受ける金額</p> <p>(3) 損害保険等の保険金に相当する部分の金額のうち医療費等として支払を受ける金額</p>
⑯の欄	学校又は事業所等との契約により実施する健康診断又は予防接種等の給付により支払を受ける金額を記載してください。

⑰の欄	公衆衛生活動収入、医療相談収入、嘱託収入等の金額を記載してください。
⑱の欄	医療法人等が交付する各種証明書等の手数料、その他証明書等の交付に際して支払を受ける金額を記載してください。
⑲の欄	社会保険関係法律の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外に患者から別途支払を受ける入院料、差額ベッド代を記載してください。
⑳の欄	社会保険関係法律の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外に患者又は付添人から別途支払を受ける食事代を記載してください。
㉑の欄	作業療法等を通じて生産した農産物等の生産品を販売すること又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより支払を受ける金額を記載してください。
㉒の欄	他の医療機関等から受託した歯科技工等により支払を受ける金額を記載してください。
㉓の欄	他の医療機関等から受託した検査等により支払を受ける金額を記載してください。
㉔の欄	利子等の収入金額を記載してください。
㉕の欄	電話、電気、ガス、寝具、その他設備器具の使用の対価として患者等から支払を受ける金額を記載してください。
㉖の欄	医療廃棄物及び古紙等不要品の売却による収入金額を記載してください。
㉗の欄	医療保健業に付随して生じる収入及び付帯事業による収入で他のいずれにも該当しない金額を記載してください。
㉘の欄	減価償却資産の売却収入のうち取得価額を超える金額を記載し、取得価額を超えない部分の額は付表2に記載してください。
その他の事業の収入金額の欄	<p>その他の事業が軽微なものであり、医療保健業の付帯事業として行っている場合に記載します。</p> <p>その他の事業の所得等ではなく、その他の事業の売上又は収入金額を記載してください。</p>
<p>税込経理の場合などで計上した収入金額に消費税が含まれている場合（課税事業者に限る）は、消費税申告書②～⑥の金額に消費税率（地方消費税の税率を含みます。）を掛けて算出した金額に相当する金額を控除額（△の数字）として「自由診療に係る収入（その他の収入）金額」欄に記載してください。ただし、自由診療に係る収入（その他の収入）金額に含めなかった収入金額に対応する消費税額は控除額としないでください。</p>	

6 付表2「計算の基礎としない収入金額及びその他の事業の収入金額の明細」の記載の仕方

損益計算書に計上した売上金額又は収入金額のうち、次に掲げる収入金額がある場合に記載してください。

なお、(1)～(12)について、同じ項目に計上するものが複数ある場合は、内訳が分かる資料を添付してください

- (1) 各種引当金の戻入額及び準備金の益金算入額
- (2) 土地等の譲渡に係る益金算入額等又は受贈益若しくは寄附金収入
- (3) 従業員の社宅等の使用料収入及び食事代収入
- (4) 収入金額に計上した国税及び地方税に係る還付金又は充当金若しくは過誤納金の額（還付加算金の額を含みません。）
- (5) 経費の戻入と認められる金額
- (6) 棚入棚卸資産に係る仕入れの割り戻しとして収入に計上した金額
- (7) 債務免除益
- (8) 一時的に立替払いした金額の返金（入院患者若しくは役員から受け入れた水道光熱費負担金、忘年会・旅行等の協賛金及び親睦会費を除く）
- (9) 減価償却資産の売却収入で取得価額を超えない部分の額
- (10) 国又は地方公共団体、法人税法第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）又は法人税法第2条第6号に規定する公益法人等（以下「国等」という。）から支払われる補助金・助成金（公益法人等の場合は、公益事業として支払われる補助金・助成金の額に限る。）のうち、対象となる経費を超えない部分の額
- (11) 生命保険・損害保険金収入のうち支払相当額を超えない部分の額
- (12) その他収入判定表で計算の基礎としないものと定めているもの
- (13) その他の事業の収入金額

欄 等	記 載 の 仕 方
③⑦の欄	取得価額及び譲渡対価の額が分かる資料を添付してください。
③⑧の欄	補助金・助成金の要綱・要領等により、補助・助成の対象となる費用が定められているものが対象となります。 国等からの給付金等についてもその名称の如何に関わらず、給付の対象となる費用がある場合には補助金・助成金と同様に取扱います。 ただし、光熱費高騰対策支援金や事業復活支援金など、経費の定めがないものは対象となりません。
④⑩～④④の欄	収入判定表を御確認いただき該当するものがある場合は項目を追加してください
④⑤の欄	別紙第2号様式「その他の事業の所得等」③欄の記載がある場合に記載します。 その他の事業が軽微なものであり、医療保健業の付帯事業として行っている場合は記載せず、付表1の2「その他の事業の収入金額」欄に記載してください。

7 添付資料

医療法人等に係る所得金額の計算書を提出する場合には、次に掲げる資料を併せて添付してください。

- (1) 所得金額の計算の基礎としない収入金額の明細（付表2）
- (2) 貸借対照表及び損益計算書
- (3) 「法人税法施行規則別表4」及び「法人税法別表4付表」の写し
- (4) 「法人税法施行規則別表6（1）」の写し
- (5) 雑益及び雑損失等の内訳書
- (6) 【消費税の税込経理を行っている法人（課税事業者に限る。）で、自由診療収入（その他の収入）に係る金額から課税売上に係る消費税相当額を控除する場合】
消費税及び地方消費税確定申告書
- (7) 【減価償却資産の売却収入がある場合】
取得価額がわかる資料
- (8) 【別紙第2号様式において「土地等の譲渡所得等」又は「その他の事業の所得等」を計上する場合】
当該所得等の内訳書（参考様式又は任意様式）
- (9) 上記によっても申告内容が不明の場合は、その他必要とする書類

第3 生活保護法及び介護保険法の規定に基づく介護サービス等に係る収入金額

介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険分の医療収入は地方税法第72条の23第3項第2号及び第4号により限定されています。

上記以外の介護サービス等に係る収入金額は、すべて自由診療に係る収入金額に計上します。これらの収入については、下記の表に基づき収入判定の区分を行ってください。

※ ただし、下の表に関わらず、次に掲げる収入は、介護保険による給付の枠外で利用者等が負担するものであり、自由診療に係る収入金額に計上します。

- ・ 介護サービスを利用する際に利用者が負担する食費、居住費、滞在費、日常生活費
- ・ 要介護認定の際の意見書作成料

◎：社会保険診療分（付表1の1に記載）、○：自由診療分（付表1の2に記載）

	介護サービス等の種類 (〈〉内は通称等)	収入判定区分
訪問・居宅サービス等	(介護予防) 訪問看護	◎
	(介護予防) 訪問リハビリテーション	◎
	(介護予防) 居宅療養管理指導	◎
	(介護予防) 通所リハビリテーション 〈デイケア〉	◎
	(介護予防) 短期入所療養介護 〈医療系施設のショートステイ〉	◎
	○上記以外の訪問・居宅サービス(介護予防含む) ・ 居宅介護支援 ・ 訪問介護 〈ホームヘルプサービス〉 ・ 訪問入浴介護 ・ 通所介護 〈デイサービス〉 ・ 短期入所生活介護 〈福祉系施設のショートステイ〉 ・ 特定施設入居者生活介護 〈有料老人ホーム等〉 ・ 福祉用具貸与 等	○
施設サービス等	介護保健施設サービス 〈介護老人保健施設〉	◎
	指定介護療養施設サービス 〈介護療養型医療施設〉	◎
	介護医療院サービス 〈介護医療院〉	◎
	介護福祉施設サービス 〈特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)〉	○
地域密着型サービス ・ その他	○地域密着型各サービス(介護予防含む) ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 〈グループホーム〉 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 等	○
	○その他のサービス ・ 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業等)によるサービス 〈通所型サービス、訪問型サービスなど〉 ・ 市町村独自のサービス 〈市町村特別給付〉 ・ 上記のほか、当表に列挙されていない介護保険によるサービス・事業 等	